

令和4年10月4日
政策経営部財政課

使用料等の5回目の特例的措置について

令和2年10月1日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したが、特例的措置により、令和4年9月30日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然見通せない現況から、特例的措置の期間を延長し、5回目となる特例的措置を実施する。

1 特例的措置の延長の内容

新型コロナウイルス感染症が今後収束したとしても、施設においては引き続き利用制限等の措置が必要となる可能性があるとともに、当面の間は基本的な感染防止対策の徹底を前提とした施設運営が見込まれること、また、今回の特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることなどを総合的に勘案し、令和5年3月31日までの利用分については、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金へ据置き対応を行う（6か月間の期間延長）。

2 対応方針

（1）各施設の対応

- ・指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応。
- ・区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応。

（2）利用者等への周知

- ・区ホームページへ掲載（令和4年9月1日～）
- ・区報令和4年9月1号へ掲載
- ・各施設における掲示等

（3）その他

- ・令和5年4月1日利用分から改定料金を適用。
- ・令和4年度予算への反映は一般会計補正予算第3号にて実施。
(財政影響額△67,167千円)